

第1章 策定の趣旨

本市においては、地産地消の推進のため、平成18年12月に制定された「宇都宮市地産地消の推進に関する条例」に基づき、平成20年3月に「宇都宮市地産地消推進計画」（平成20年度～平成25年度（1年延伸））を策定し、計画に基づいた施策を計画的かつ総合的に取り組んできました。その結果、市民への地産地消の定着が進むなど、一定の効果が現われています。

そのため、条例の趣旨や社会状況の変化を鑑みても、第1次計画の方向性を踏襲しながら地産地消の一層の推進を図ることが適切です。

現在、日本の食料自給率は39%と、この6年間同様の水準で推移し、依然、主要先進国のなかで最も低い水準となっており、多くの農産物を外国からの輸入に依存している状況にあります。

また、食品表示偽装や産地偽装など「食」の信用を脅かす事件の発生により、食の安全性・信頼性への関心は一層高まっています。

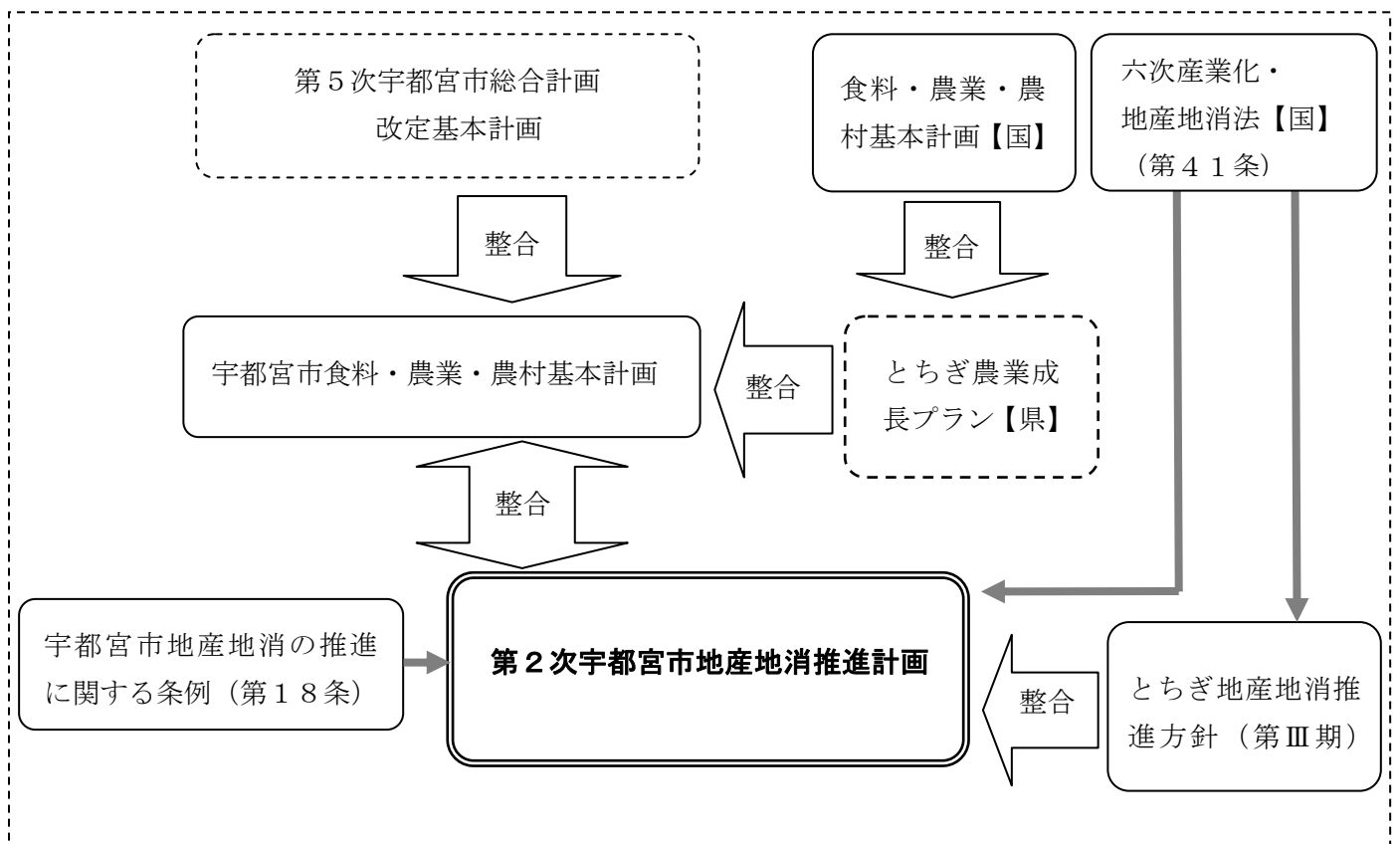
そのような状況の中、市民へ安全・安心な農産物を提供するため、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進し、「食」の大切さや食生活の重要性を認識するとともに、「農」への理解促進を図るなど、消費者と生産者の「顔が見える」関係を構築していくことが必要です。

このため、農家が自信と誇りを持って農業に従事し、消費者は地場農産物を手軽に味わえる市民が主役の『農業王国うつのみや』の確立を目指し、生産者、消費者、事業者、関係団体及び市が一体となって「地産地消」に取り組み、安全で安心な農産物を消費者にいつでも供給できるよう、本市の農業を将来にわたって維持し、発展させること及び、市民への健全な食生活の普及を目的として、「第2次宇都宮市地産地消推進計画」を策定するものです。

第2章 計画の位置づけ

この計画は、国が平成22年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」をはじめ、「とちぎ地産地消推進方針（第Ⅲ期）」及び「市食料・農業・農村基本計画」の趣旨に基づき、本市における地産地消の施策を推進するための基本指針とします。

また、「宇都宮市地産地消の推進に関する条例」第18条の規定する地産地消推進計画及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけます。



第3章 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5ヵ年とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第4章 地産地消の現状と課題

1 現行計画の現状成果及び評価

(1) 地産地消推進のための啓発活動の促進

毎月第3日曜日の「地産地消の日」や11月の地産地消強化月間に様々な媒体を活用した広報活動など、計画的かつ集中的に普及啓発に取り組んできた結果、地産地消の具体的な取組や言葉だけでなくの意味も知っている市民の割合は伸びており、地産地消は着実に市民に定着していると言えます。

・地産地消の認知度：【H18】38%→【H23】65%

(2) 家庭、公共施設、飲食店、ホテル等での地場農産物の利用促進

農産物を購入する際に鮮度を重視する人が最も多い中、地産地消の着実な定着により地場産を基準とする人の割合が増加しており、地場農産物への関心が高まっています。また、農商工連携を推進によりうつのみやアグリネットワークを活用した新しい商品やサービスの開発が活発に行われ、地場農産物の利用促進が図られています。

・農産物を購入する際に地場産を基準とする人の割合：

【H20】27.2%→【H24】46.7%

・アグリネットワークにおけるプロジェクト立ち上げ数：

【H19】9件→【H24】56件（累計）

(3) 消費者ニーズに対応した農産物の生産振興

本市では、加工に適した品種の栽培や、消費者がいつでも手に入れられるように年間を通した出荷など、消費者ニーズを反映した生産が積極的に行われている一方で、担い手の高齢化や減少などにより作付面積が減少し、総出荷量が減少している傾向が見られるため、生産力の向上が必要です。

・主な農産物の出荷量：

トマト【H18】4,180t→【H24】3,875t

梨【H18】4,570t→【H24】3,979t

いちご【H18】1,280t→【H24】1,455t

(4) 安全・安心な農産物等の供給促進

生産履歴記帳の徹底や農業生産工程管理（GAP）の導入など、安全・安心に関する取組を推進してきた結果、GAPが31品目の農産物に導入されるなど取組が進みました。しかし、一部、農産物直売所においては出荷者全員の生産履歴記帳の取組状況について把握していないケースが見受けられるため、直売所による取組強化が必要です。また、消費者自身が農産物の流通経路を確認し安心感を得る仕組みも十分ではありません。

- ・出荷者すべてが生産履歴を記帳している直売所の割合：

【H18】23%→【H24】40%

- ・農産物の安全確保等に農業生産工程管理（GAP）を導入した作物数：

【H18】1品目→【H24】31品目

(5) 食育の推進，食文化の継承等

本市では、学校給食において地場農産物が多く使用されており、すべての小中学校において体験農園の取組が実施され生産・収穫体験を通して農や食への理解促進が図られています。また、伝統料理教室の実施や学校給食の献立への活用により伝統食や郷土食に触れる機会が増え、多様な食文化への関心が高められています。食育に関心のある市民の割合は80%であり、関心の高さが表れています。

- ・児童・生徒の農業体験実施校の割合：【H18】95%→【H24】100%

(6) 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

本市では、地場農産物や農業に対する理解と関心を深めるため、ふれあい交流イベント（農林業祭・さつき&花フェア・食育フェア）を実施しており、イベントにおいては来場者が楽しめるよう工夫された企画運営により入場者数が増加し、消費者と生産者との交流を通して食や農への理解促進が図られています。

- ・ふれあい交流イベント入場者数：

【H18】10.8万人→【H24】13万人

2 社会や本市を取り巻く状況の変化

- ・食品表示偽装や産地偽装など食の信用を脅かす事件の発生により，食の安全・安心に対する関心がより一層高まっています。
- ・六次産業化法が施行され，農業者が自ら生産した農産物を活用して新事業の創出や農産物の利用促進を図るための環境が整ってきています。
- ・地場農産物に関心があり購入したいと思う消費者が増加し，それに伴い，道の駅や民間が運営する農産物直売所の開設が進んでいます。
- ・世帯の高齢化・少人数化により，小パック商品や使い切りサイズの野菜などの需要が高まるなど，消費動向に変化が見られます。
- ・スローフードの提唱により，その土地の伝統的な食文化や食材を見直す気運が醸成されつつあります。また，「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど，日本の伝統的な食文化が注目されています。
- ・都市型生活から自然への回帰など，農村や農業体験を楽しむニーズが高まっています。

3 導きだされる課題

(1) 啓発活動について

- ・食品表示偽装や産地偽装など食の信用を脅かす事件の発生により，消費者の食に対する安全・安心への関心が高まっているため，農産物に関する情報提供を更に充実し，消費者の理解促進を図るとともに信頼を確保する必要があります。

(2) 地場農産物の利用について

- ・地場農産物に関心を持つ消費者が増えていることから，地場農産物を利用しやすい環境づくりや選びやすい仕組みづくりが必要です。
- ・また，地場農産物の更なる利用拡大のため，農業と他産業の連携を促進する必要があります。

(3) 農産物の生産振興について

- ・多様なニーズに対応していくため，収益性の高い新規作物や多品目の生産振興を図るとともに，収量の向上や生産効率の向上のため，高度な生産技術の研究・導入を推進する必要があります。

(4) 安全・安心の取組について

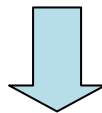
- ・食の安全・安心に対する関心が高まっている中、生産履歴の記帳の徹底や安全に対する意識の向上が必要です。
- ・また、消費者自身が農産物の流通経路などを知り、安全性を確認し安心感を得るための仕組みづくりが必要です。

(5) 食育・食文化の継承について

- ・その土地の食や食文化を見直す気運が高まりつつある中、更なる食や農への理解促進を図るため、地域と連携した食育の推進や地元の食文化に対する意識の醸成が必要です。

(6) 都市と農村の交流促進について

- ・都市型生活から自然への回帰など農村や農業体験などを楽しむニーズの高まりがある中、豊かな農資源を生かしたグリーン・ツーリズム事業の推進により、活発な都市農村交流を図ることが必要です。



今後取り組むべき重点課題

- うつのみや産を手に入れやすい仕組みづくり
- 安全・安心を担保する仕組みづくり
- 市民が食と農を支える仕組みづくり

第5章 本市の目指すべき方向

生産者が市場ニーズを的確に把握した魅力ある農産物の生産を行い、消費者が「食」や「農」への理解を深め、地場農産物を積極的に選択し購入することで、地場農産物の生産振興と消費拡大を図ります。

本市では、広大で肥沃な大地と豊富な水資源に加えて、長い日照時間など、農業にとって恵まれた環境を生かしながら、水稻を中心に野菜・花き・果樹・畜産など多種多様な農業の展開が可能という有利な地域特性があります。それを最大限に活かし、「旬」と「彩り」にあふれる農産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者及び市が連携を深め、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を積極的に展開し、消費拡大を図るとともに、健全な食生活を普及し、都市と農村の交流を促進します。

- 1 新鮮で安全・安心な農産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者、流通団体及び市が連携を深め、地域で生産された農産物の地域での消費を拡大します。
- 2 地場農産物を通して地元の食や食文化の大切さを学び、地域の自然や農業などへの理解を深めるとともに、健全な食生活を送ります。
- 3 農資源や豊かな自然を生かした都市と農村の交流により、農業・農村への理解促進を図り地域の活性化を目指します。

【目標とする指標】

指 標	現 状（平成25年実績）	目 標（平成30年）
うつのみや産農産物を積極的に選択する割合	52.5%	70%
出荷者すべてが生産履歴を記帳している直売所の割合	40% (H24)	100%
ふれあい交流イベント入場者数 ※	14万人	16万人

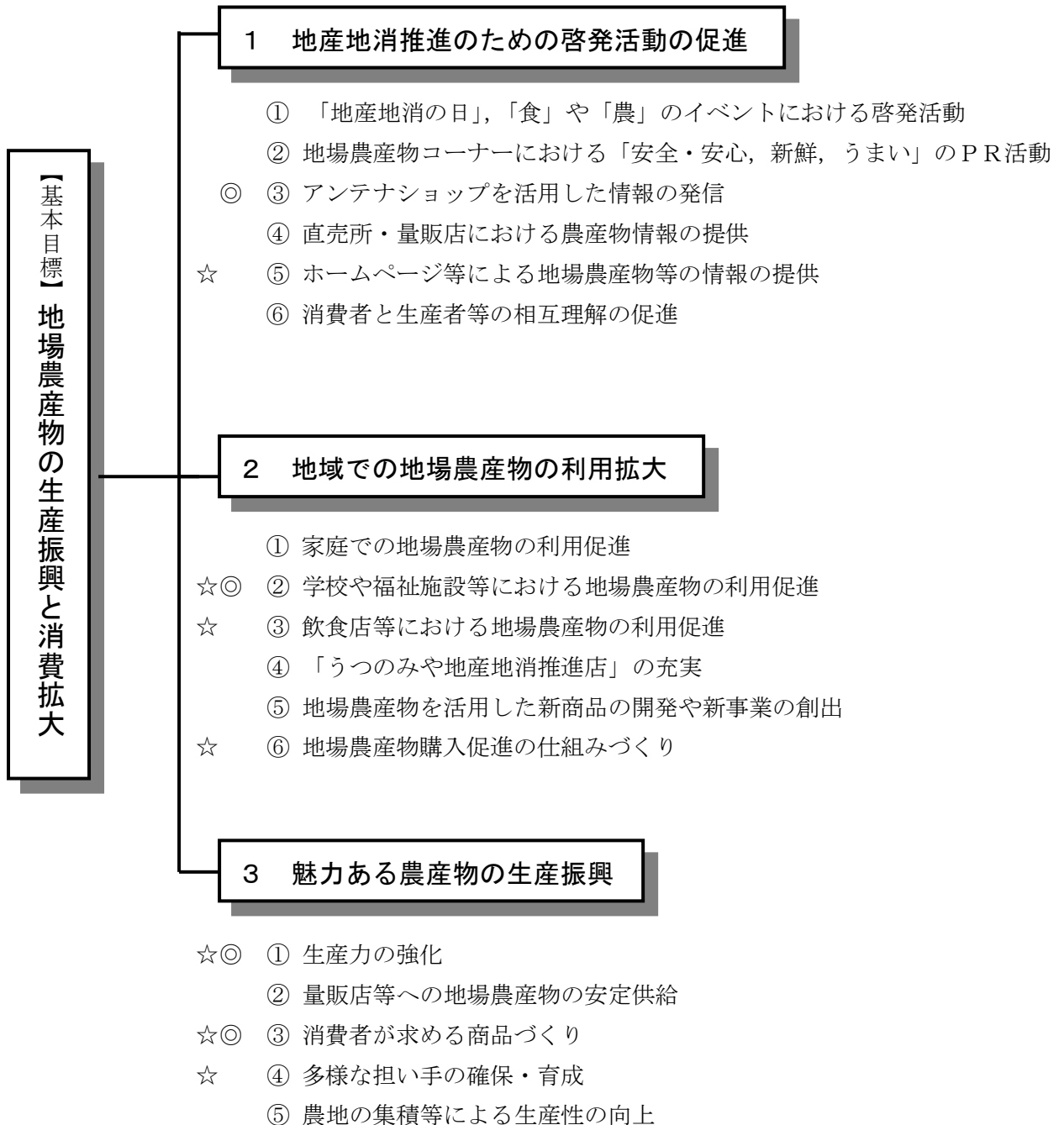
※ふれあい交流イベント：食育フェア、さつき&花フェア、農林業祭

第6章 推進施策

☆ 新規拡充事業

◎ 重点事業

基本施策の体系



【基本目標】健全な食生活の実現

4 安全・安心な農産物等の供給促進

- ◎ ① 生産履歴の記帳と情報提供
- ☆◎ ② 生産状況や流通経路が見える仕組みの導入促進
- ◎ ③ 安全・安心を売る直売所づくり
- ④ 人と環境にやさしい農業の推進

5 食育の推進，食文化の継承等

- ◎ ① 学校における食育の推進
- ☆ ② 健康を育む食への意識の向上
- ☆ ③ 地元の食や食文化を大切にする意識の醸成
- ④ 食材を無駄なく利用する意識の向上

【基本目標】都市と農村の交流促進

6 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

- ☆◎ ① 農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ② ふれあい交流イベントの開催
- ③ むらづくり活動の支援
- ④ 農村活動NPO等の活動支援

■基本目標 1 「地場農産物の生産振興と消費拡大」

基本施策 1 地産地消推進のための啓発活動の促進

(1) 現状と問題点

- ・地産地消は着実に市民に定着しているが、引き続き継続した啓発活動が必要。
- ・食品表示偽装や産地偽装事件などの発生により、消費者の食や農に対する関心が高くなっている。
- ・地産地消への理解が深まり、農産物を購入する際に「地場産」を基準にする消費者が増えているが、店頭では栃木県産の表示がされていることが多い。
- ・農に関する情報を様々な方法で発信しているが、情報が取り出しやすいとはいえない。

(2) めざす方向

地産地消の更なる推進のために、農産物に関する情報提供を充実し、消費者の食や農に関する理解促進に努めます。

(3) 個別施策

①地産地消の日、「食」や「農」のイベントにおける啓発活動

- ・市は、地産地消取組の一層の効果を上げるため、毎月第3日曜日の地産地消の日や11月の強化月間に、飲食店やホテルを利用した啓発活動を進めます。
- ・市や宇都宮農業協同組合（以下、「JA」という。）、生産者は、イベントなど様々な機会を捉えて、消費者に対して地場農産物への関心を高めるため、啓発活動を実施します。

②地場農産物コーナーにおける「安全・安心、新鮮、うまい」のPR活動

- ・市やJAは、量販店と連携し、「安全・安心、新鮮でうまい地場農産物」をPRするとともに、消費者が地場農産物を購入しやすいよう、コーナーの充実に努めます。

③アンテナショップを活用した情報の発信

- ・市やJAは、アンテナショップにおいて、地場農産物の販売を通し、農産物情報や生産者情報の発信を行います。
- ・市やJAは、消費者と生産者の相互理解を図るため、アンテナショップを活用し、農業体験事業を実施します。
- ・生産者は、アンテナショップを活用し、消費者ニーズの把握に努めます。

④直売所・量販店における農産物情報の提供

- ・直売所・量販店は、生産者や旬のおいしい食べ方など、農産物に関する様々な情報の提供に努めます。
- ・直売所・量販店は、消費者が地場農産物を購入しやすいよう、「うつのみや産」等の表示を積極的に用いて、生産地の情報提供を実施します。

⑤ホームページ等による地場農産物等の情報の提供

- ・市は、「食」や「農」に関する情報を一元的に発信する、「農業王国うつのみや」のホームページを整備し、情報発信の充実・強化に努めます。
- ・市は、ホームページやメールなど様々な媒体を活用し、旬の農産物情報や料理レシピ、うつのみや地産地消推進店等の情報発信を行い、「食」や「農」への理解促進を図ります。
- ・市は、地場農産物等を紹介するパンフレット等の啓発資料を作成し、公共施設や各種イベント・講座などで幅広く活用します。

⑥消費者と生産者等の相互理解の促進

- ・市は、農や地産地消への理解促進を図るため、消費者と生産者等の交流を促進します。

基本施策 2 地域での地場農産物の利用拡大

(1) 現状と問題点

- ・地場農産物に関心のある消費者が、地場農産物を買ったり食べたりできるお店があまり知られていない。
- ・学校給食においては、地域によって地場農産物を利用しづらい環境がある。
- ・新たな商品開発等を通して、地場農産物の更なる利用拡大を図る必要がある。
- ・消費者が農産物を購入する際に、地場農産物を選ぶための表示が不十分な場合がある。

(2) めざす方向

地域における地場農産物の利用拡大のため、消費者や実需者が利用しやすい環境づくりや選びやすい仕組づくりに努めるとともに、地場農産物を活用した商品開発等の取組を推進します。

(3) 個別施策

①家庭での地場農産物の利用促進

- ・市は、広報紙やホームページ等により、市民に旬の農産物や「食」や「農」に関するイベント等の情報を提供し、地場農産物の利用を促進します。
- ・市民は、「食」や「農」に対する理解を深めるとともに、地場農産物の積極的な利用に努め、地元の農業を支えます。

②学校や福祉施設等での地場農産物の利用促進

- ・学校は、うつのみや菜ハイウェイシステム^{*1}を活用し、地場農産物の積極的な利用に努めます。
- ・市は、流通団体、直売所、JA等の関係機関と調整し、保育園、福祉施設等における地場農産物の納入方法等のしくみを構築し、それらの施設は、地場農産

物の積極的な利用に努めます。

- ・市は、学校、直売所等の情報共有の場を設定し、学校と直売所のマッチングを図り、学校給食における地場農産物の利用を促進します。

③飲食店等における地場農産物の利用促進

- ・市は、飲食店等に地場農産物を積極的に利用するよう働きかけ、事業者は、市、流通団体、直売所、JA等の関係機関と連携し、地場農産物の積極的な利用に努めます。
- ・市は、食材にこだわる飲食店等と生産者のマッチングを図り、地場農産物の利用を促進します。

④「うつのみや地産地消推進店」の充実

- ・市は、うつのみや地産地消推進店を活用して、推進店フェアなどを開催し、地場農産物の利用拡大を図ります。
- ・うつのみや地産地消推進店は、提供する地場農産物に関する情報発信を通して、地場農産物の利用拡大に努めます。

⑤地場農産物を活用した新商品の開発や新事業の創出

- ・市は、うつのみやアグリネットワーク^{*2}を活用して、農業と他産業の連携や生産者が取り組む6次産業化^{*3}を推進し、異業種の事業者が出会う場の提供や専門家による相談会を行うなど、新たな商品開発や販路、事業創出の支援を行い、地場農産物の利用促進を図ります。

⑥地場農産物購入促進の仕組みづくり

- ・市は、生産者が出荷する安全な農産物を、消費者が安心して購入する仕組みづくりとなる、「(仮称)地場農産物購入ポイント制度^{*4}を導入し、地場農産物の購入促進に努めます。

※1 うつのみや^{さい}菜ハイウェイシステム

- (1) 取組開始時期 平成15年度
- (2) 内 容 宇都宮市中央卸売市場等と連携し、地元商店の協力により、地場農産物を生産者等の情報とともに学校へ納入する方式。
- (3) 学校での取組 市内小中学校において、地域の実情に合わせ、地場農産物を調達する産直方式（生産者・生産組合等から直接購入）、地元商店活用方式（生産者から地場農産物を購入した地元商店から購入）、うつのみや菜ハイウェイシステムの中から各学校は地域の実情に合わせた方法で実施する。
- (4) 効 果 学校給食における地産地消を通して、食に関する指導の充実が図れる、旬の食材を知る、地域への関心、感謝の気持ち、残食が減るなど。

※2 うつのみやアグリネットワーク

- (1) 設置目的 地域の農産物や人材、技術その他の資源を有効的に結びつけ、新たな商品や販路、地域ブランドの創出し、本市農産物の需要拡大と産業の振興を図る。（H19.1.31 設置）。
- (2) 推進体制 ・会員は、宇都宮の農業資源活用に興味のある個人・企業・団体等など
・ネットワーク運営に関する事項等を決定するため、運営委員会を設置する
- (3) 主な取組 ・会員間の情報交換および交流、農資源を活用したプロジェクトの推進、消費者ニーズを把握するための試食販売会の実施など

※3 6次産業化

農業者として生産する1次産業に加え、加工の2次産業、流通販売の3次産業の一体化や豊富な地域資源を活用した新しい地域ビジネスの創出により高付加価値化を図り、農業者等の所得向上や農村の雇用創出を目指す取組。

※4 （仮）地場農産物購入ポイント制度

直売所等に出荷される地場農産物にシールを貼付。消費者がシールを目印に地場農産物を購入することで、地元の農業を応援する取組。消費者が信頼できる地場産を選択し購入することが、生産者意欲の向上にもつながる。

基本施策3 魅力ある農産物の生産振興

(1) 現状と問題点

- ・世帯の高齢化や少人数化による消費動向の変化により、市場ニーズが多様化している。
- ・通年で量販店等の地場農産物コーナーを満たすだけの品目・量が供給されていない。(時期によって、販売品が少ないときがある。また、学校給食等で必要な時期に、必要な量がそろわない。)
- ・ブランド力の高い地場農産物が少なく、あまり認知されていない。
- ・担い手の高齢化・減少により作付面積が減少し、出荷量が減少している傾向がある。

(2) めざす方向

選ばれる産地を目指し、市場ニーズに対応した収益性の高い新規作物の導入や、高度な生産技術の研究・導入による収量の向上・生産効率の向上に取り組み、生産力を高めます。

(3) 個別施策

①生産力の強化

- ・市は、トマト・梨・いちごの重点3品目をはじめとした園芸作物や米・麦・大豆等の土地利用型作物、鶏卵・食肉等の畜産物の生産力強化のため、施設整備や機械導入等の補助事業を実施します。
- ・市やJAは、多様な市場ニーズに対応するため、収益性の高い新規作物や多品目の生産を振興します。
- ・市やJAは、収量の向上や生産効率の向上のため、高度な生産技術の研究・導入を推進します。
- ・市は、本市重点品目等の生産規模の拡大を図るため、産地の拠点となる大規模園芸団地の整備を促進します。

- ・生産者は、積極的に作業の効率化や農産物の高品質化に努め、地場農産物の生産力強化を図ります。

②量販店等への地場農産物の安定供給

- ・J Aは、実需者のニーズを把握し、必要なものを必要なだけ生産できる生産体制を構築し、販売先の積極的な確保に努めます。
- ・J Aは、量販店において旬の地場農産物フェア等のイベントを開催するなど、販売促進活動を実施します。

③消費者等が求める商品づくり

- ・市は、地域に根付いた特色ある農産物の生産振興に努めます。
- ・J Aや生産者は、カット野菜や使い切りサイズの野菜など、消費者ニーズに合った商品づくりに努めます。
- ・市は、J Aと連携し、選ばれるブランド品を創出するため、付加価値の高い農産物の生産振興に取り組みます。
- ・市やJ Aは、ブランド品の知名度向上や評価定着を図るため、市民を対象にしたPR活動、販売促進活動に努めます。
- ・生産者は、消費者の評価を得ることができる良質な農産物を生産します。

④多様な担い手の確保・育成

- ・市は、関係団体等と連携を図り、認定農業者^{*5}への支援策強化や農業経営に意欲のある農業者の掘り起こしに努め、中核的な担い手となる認定農業者の確保・育成に努めます。
- ・市は、県農業振興事務所やJ Aなど関係機関等と連携しながら、農地の取得や資金の確保など就農に関する相談から農業経営が軌道に乗るまでの一貫した支援を行い、新規就農者のスムーズな就農を推進します。
- ・市は、女性・高齢農業者等の活動を促進するとともに、地場農産物の生産や、農産物直売や加工などの起業活動を支援します。
- ・市は、地域の状況に応じ、企業・法人等の参入を促進し、地域の中心となる担

い手の確保を図ります。

⑤農地の集積等による生産性の向上

- ・市は、農地の集積による経営規模の拡大や機械・設備の導入、制度資金の活用等、経営改善の支援策を強化し、中核的な担い手である認定農業者の経営の安定を図るとともに、生産者の耕作放棄地や遊休農地を活用した生産活動を支援し、生産性の向上を図ります。

※5 認定農業者

農業経営改善計画（農業経営の改善を図るために作成する5年後を見通した計画）を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。

■基本目標2 「健全な食生活の実現」

基本施策4 安全・安心な農産物等の供給促進

(1) 現状と問題点

- ・消費者の「食」への安全・安心志向が高まってきているが、安全・安心を担保する取組が十分でないケースがある。
- ・安全・安心の認証制度等はあるが、生産や手続きに手間がかかる反面、価格に反映されにくい状況がある。
- ・市場出荷における生産過程から流通まで、安全・安心の一貫したシステムは導入されているが、消費者自身が確認できるものは少ない。

(2) めざす方向

安全・安心な農産物を供給するため、生産履歴の記帳の徹底や安全に対する意識の向上など、直売所の取組を強化します。

消費者自らが安全性を確認し、安心感を得るための仕組づくりを進めます。

(3) 個別施策

①生産履歴の記帳と情報提供

- ・生産者は、安全性が担保された安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴記帳を徹底します。さらに、JAや市と連携し、GAP^{※6}（農業生産工程管理）の継続した取組を実施します。
- ・JAや生産者は、地場農産物を購入する消費者に対し、生産履歴情報などの提供に努めます。

②生産状況や流通経路が見える仕組みの導入促進

- ・JAは、市と連携し、消費者が農産物購入時に生産状況や流通経路を確認することができる仕組みの導入を促進します。

③安全・安心を売る直売所づくり

- ・市は、J Aや関係機関と連携し、直売所における安全・安心な農産物の供給促進を図るため、生産履歴の記帳の徹底や、G A P（農業生産工程管理）の導入への理解促進を図ります。
- ・直売所は、農薬使用状況や生産過程についての情報を迅速に開示できるよう、生産履歴記帳簿を整備するとともに、安全・安心に係る取組について消費者への周知に努めます。
- ・直売所等は、体験や講座の実施等を含め、地域の拠点としての機能整備について検討し、直売所等の充実強化を図ります。
- ・市は、直売所等へ販売促進のための資材を提供し、安全・安心な農産物の販売促進を図ります。

④人と環境にやさしい農業の推進

- ・市は、直売所や量販店等で販売されている農産物の残留農薬の検査を行い、安全な農産物の流通を図ります。
- ・J Aは、ポジティブリスト制度^{*7}に対応した残留農薬自主検査の実施により、消費者に安全な農産物を提供します。
- ・生産者は、人や環境への影響に配慮しながら、農薬の適正使用に取り組みます。
- ・市は、消費者の環境意識の高まりに応えた、環境負荷の少ない人と環境にやさしい農業の普及を図るため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進やエコファーマー^{*8}の確保・育成など、環境保全型農業の取組を支援します。
- ・市は、環境保全型農業の取組によって生産された特別栽培農産物^{*9}等について、J Aと連携し、ブランド化を推進するとともに、販路の確保、消費者への周知PRに努めます。

※6 GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産工程の各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。（農林水産省ガイドラインの定義）

※7 ポジティブリスト制度

リストで規制されている以外の農薬が含まれている食品は原則的に禁止であるという制度のこと。日本国内で流通する全ての食品に適用。

※8 エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

具体的には、減農薬・減化学肥料と堆肥を施用した土づくりを行うなど、環境と調和のとれた持続的な農業を行うもの。

※9 特別栽培農産物

化学合成農薬、化学肥料双方を慣行の5割以上減らして栽培された農産物のこと（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン：平成4年10月制定、平成19年3月改正）。

基本施策5 食育の推進, 食文化の継承等

(1) 現状と問題点

- ・すべての小中学校において農業体験が実施されており食や農への理解促進が図られているが, 交流事業等の特色ある給食活動の実施については地域差が見られる。
- ・ライフスタイルの多様化で時間のかかる家庭の味を, 外食・中食等に頼ってしまう傾向にあるため, 健康を意識した食べ方等の意識の醸成が必要。
- ・輸入等で農産物の旬が感じられず, 季節感のある伝統的食文化が失われつつある。
- ・核家族の増加により, 生活の中で伝承されてきた郷土の味が埋もれてしまう傾向がある。

(2) めざす方向

地域と連携した特色のある学校給食活動などの取組により食育の推進を図り, 市民が食や農を支える仕組づくりを推進します。

(3) 個別施策

①学校における食育の推進

- ・学校は, 特色ある給食活動として, 給食用農産物を供給している地元生産者との交流給食等を通して, 児童・生徒に生産者や流通関係者の苦労や工夫を知らせ, 感謝の気持ちを育ませるとともに, 農業や食に関心を持たせます。
- ・学校は, 体験農園での生産・収穫体験等を通して, 児童・生徒に農業に関する理解を深めさせるとともに, 収穫の喜びを感じさせます。また, 生産者との交流や, 収穫した農産物を学校給食に活用することなどを通して, 農業に関する理解や食への関心を高め, 食育・農育^{※10}の推進を図ります。
- ・市は, 学校に対して, 地域と連携した豊かな体験を取り入れた給食活動を展開できるよう支援するとともに, 地域の小中学校が連携し, 体験農園活動等

り組む機会の創出を図ります。

②健康を育む食への意識の向上

- ・市は、関係団体と連携し、健康に重点を置いたヘルシー地産地消メニューの開発・普及を図るとともに、市民へ幅広く情報提供を行い、市民の食への意識向上に努めます。
- ・市民は、健康を育むため、新鮮で栄養価が損なわれないうちに食べられる地場農産物の利用に努めます。

③地元の食や食文化を大切にす意識の醸成

- ・市民は家庭で受け継がれてきた地元の味の発見・伝承に努めます。
- ・生産者や調理関係者は、地域の伝統料理の継承および新たな食文化の創造に努めます。
- ・市は、伝統料理や郷土料理をイベントや広報紙等で広くPRし、地場農産物の利用拡大と食文化の継承に努めます。
- ・学校は、地域の食材を使った伝統料理や郷土料理等を給食の献立に活用し、児童や生徒に多様な食文化への関心を育みます。

④食材を無駄なく利用する意識の向上

- ・市民は、資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、適正な量の購入により食材の無駄を無くし、食品の廃棄や食べ残しの減少に努めます。
- ・市は、適正な量の購入や、食材を無駄なく使い切る料理方法などについて、市民への啓発活動を実施します。

※10 農育

田植えや稲刈りなどの農作業体験や田んぼや水辺の生き物の観察などを通して、農業や農村の自然環境及び命を大切にする心を育む取組をさすことばとして、本計画では使用。

■基本目標3 「都市と農村の交流促進」

基本施策6 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

(1) 現状と問題点

- ・自然とのふれあい、農作業体験等を通じた憩いややすらぎを求める都市住民が増えてきている。
- ・農村地域が自主的に行う「ふれあい交流事業」により都市と農村の交流が図られているが、体験メニューの充実や実施団体の増加に向けて、受け入れる農村地域の理解促進が必要。

(2) めざす方向

豊かな農資源やろまんちっく村、観光農園などを積極的に活用して、本市ならではのグリーン・ツーリズムを推進します。

(3) 個別施策

①農業・農村ふれあい交流事業の推進

- ・市は、豊かな農資源を活かして地域の活性化を図るため、農業者や地域と連携した農業・加工体験等の交流イベントや、農林公園ろまんちっく村や加工体験施設などを活用した多様な交流事業などを実施する「農業・農村ふれあい交流事業」を推進します。
- ・市は、都市住民と農村地域の更なる交流促進を図るため、民間事業者とも連携を強化し、交流事業のメニューや受入体制等の充実を図り、来訪者に癒しやすらぎを提供するとともに、また来ていただくために魅力ある農業体験ツアーなどを展開する「グリーン・ツーリズム」を推進します。
- ・農業者や地域等は、自ら持つ農資源を活用し、農業体験や自然観察などを実施し、都市住民との交流を図ります。

- ・市は、都市と農村の交流に関するふれあい交流事業の情報をホームページや広報紙等様々な媒体を活用し、都市住民に発信します。

②ふれあい交流イベントの開催

- ・市は、地場農産物や花き・花木のPR，農林業に対する理解と関心を深めるため、農林業祭やさつき&花フェア，食育フェアなどのふれあい交流イベントを開催するとともに内容の充実を図ります。

③むらづくり活動の支援

- ・地域は、魅力あふれるふるさとづくりのため、地場農産物や自然，文化の伝承など，農業・農村の持つ様々な地域資源を活用したむらづくり活動を実施し、市は、その活動を支援します。
- ・市は、農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、地域による農地・水路・農道等の草刈や軽微な補修・植栽などの共同活動を支援します。

④農村活動NPO等の活動支援

- ・市は、農村の環境保全や地域文化の伝承など，農村での活動を目的にしたNPO等の活動を支援します。
- ・NPO等は、農村と連携し、環境の維持・保全活動を行うとともに、地域に根ざした活動で、都市と農村の交流を図ります。

第7章 計画の推進にあたって

1 推進体制

地産地消を推進するため、学識経験者や農業関係・商工業関係団体等の代表者等で構成する宇都宮地産地消推進会議を組織します。【宇都宮市地産地消の推進に関する条例第19条】

具体的には、この民間委員からなる地産地消推進会議と、庁内の関係部署からなる宇都宮市地産地消推進委員会が一体となって計画に基づいた地産地消の施策を推進します。

推進に当たっては、関係者がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携を図り、計画の周知及び、年度ごとに計画の進捗と実績を確認しながら取り組んでいきます。

2 関係者の役割

(1) 消費者の役割

消費者は、地場農産物に関する情報や、「食」や「農」に関するイベント等への参加により、地産地消への理解を深め、地場農産物の積極的な利用を図るとともに、家庭で受け継がれてきた地元の味の伝承や、健康を意識した食べ方、適切な食材の購入等に努めるなどし、市の農業を支えていくものとしします。

(2) 生産者の役割

生産者は、生産履歴の記帳の徹底やGAPの導入等に積極的に取り組み、生産する農産物の安全・安心の確保に努めるとともに、消費者ニーズを捉えた付加価値の高い農産物の生産に取り組めます。

(3) JAの役割

JAは、地場農産物への購買意欲を促進するための取り組みや、販路の確保・拡大、消費者ニーズの高い安全・安心な農産物の安定供給のための営農支援を進めていくものとしします。

(4) 事業者（飲食店、ホテル、量販店等）の役割

事業者は、様々な形で地場農産物を消費者に提供するとともに、新商品の開発などに積極的に活用し、地場農産物の更なる利用促進、消費拡大を図るものとしします。

(5) 関係団体の役割

関係団体は、地場農産物の積極的な利用や、伝統料理等を取り入れた食の提供等に努め、食育・農育の推進や、多様な食文化への関心の醸成を図っていくものとします。

(6) 市の役割

市は、市民、生産者、JA、事業者、関係団体等と連携を図り、地産地消の更なる普及啓発や各種事業の活動支援等に取り組むよう努めていくものとします。